

大阪府屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十七年十二月二十八日

大阪府知事 松井 一郎

大阪府規則第百六十一号

大阪府屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

大阪府屋外広告物条例施行規則（昭和四十九年大阪府規則第二十二号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(地域指定の公示等)</p> <p>第二条 条例第三条第一項第二号、第三号、第七号、第八号若しくは第十号、第四条第一項第二号から第六号まで、<u>第五条第一項第三号又は第八条第一項第三号</u>の規定により地域又は場所を指定するときは、その旨及びその区域を公示する。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(地域指定の公示等)</p> <p>第二条 条例第三条第一項第二号、第三号、第七号、第八号若しくは第十号、第四条第一項第二号から第六号まで又は<u>第五条第一項第三号</u>の規定により地域又は場所を指定するときは、その旨及びその区域を告示する。</p> <p>2・3 (略)</p>
<p>(堅ろうな広告物等の経過措置期間)</p> <p>第九条 条例第七条第一項の規則で定める堅ろうな広告物又は掲出物件は、<u>広告物等のうち屋外広告物法（昭和二十四法律第百八十九号。以下「法」という。）第七条第四項に規定するはり紙、はり札等、広告旗又は立看板等以外のものとする。</u></p> <p>2 条例第七条第一項、第三項、第五項、<u>第六項及び第七項の規則で定める期間は、三年とする。</u></p>	<p>(堅ろうな広告物等の経過措置期間)</p> <p>第九条 条例第七条第一項の規則で定める堅ろうな広告物又は掲出物件は、<u>鉄骨造り、石造りその他の耐久性を有する構造により築造されたもので、かつ、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第八十八条第一項において準用する同法第六条第一項の確認を受けたもの又はこれに準ずるものとする。</u></p> <p>2 条例第七条第一項、第三項、第五項及び<u>第六項の規則で定める期間は、三年とする。</u></p>
<p>(適用除外)</p> <p>第十二条 <u>条例第八条第一項第三号の規則で定める基準は、別表第五のとおりとする。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>3 条例第八条第二項第一号から第三号まで及び第三項の規則で定める基準は、<u>別表第六のとおりとする。</u></p> <p>4 (略)</p>	<p>(適用除外)</p> <p>第十二条 (略)</p> <p>2 条例第八条第二項第一号から第三号まで及び第三項の規則で定める基準は、<u>別表第五のとおりとする。</u></p> <p>3 (略)</p>
<p>(広告物等を返還する場合の手続)</p> <p>第十五条の三 知事は、<u>法第八条第二項の規定により保管した広告物又は掲出物件（同条第三項の規定により売却した代金を含む。）を当該広告物又は掲出物件の所有者等（同条第二項に規定する所有者等をいう。以下同じ。）に返還するときは、返還を受ける者にその氏名及び住所を証するに足りる書類を提示させる等の方法によつてその者が当該広告物又は掲出物件の返還を受けるべき所有者等であることを証明させ、かつ、受領書（様式第十号の三）と引換えに返還するものとする。</u></p>	<p>(広告物等を返還する場合の手続)</p> <p>第十五条の三 知事は、<u>屋外広告物法（昭和二十四法律第百八十九号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により保管した広告物又は掲出物件（同条第三項の規定により売却した代金を含む。）を当該広告物又は掲出物件の所有者等（同条第二項に規定する所有者等をいう。以下同じ。）に返還するときは、返還を受ける者にその氏名及び住所を証するに足りる書類を提示させる等の方法によつてその者が当該広告物又は掲出物件の返還を受けるべき所有者等であることを証明させ、かつ、受領書（様式第十号の三）と引換えに返還するものと</u></p>

<p>別表第三（第八条関係）</p> <p>一 イ (略)</p> <p>備考</p> <p>1 (略)</p> <p>2 「自家用広告物」とは、自己の事業又は営業を表示するもので、自己の事業所、事務所、営業所等に設置するものをいう。以下同じ。</p> <p>3 一般制限区域、重点制限区域及び制限緩和区域は次の表に定めるところによる。ただし、知事が特に指定をした場合には、当該指定をした区分による。</p> <p>二 ロ (略)</p> <p>備考</p> <p>1—3 (略)</p>	<p>別表第三（第八条関係）</p> <p>一 イ (略)</p> <p>備考</p> <p>1 (略)</p> <p>2 「自家用広告物」とは、自己の事業又は営業を表示するもので、自己の事務所、事務所、営業所等に設置するものをいう。</p> <p>3 一般制限区域、重点制限区域及び制限緩和区域は次の表に定めるところによる。ただし、知事が特に指定した場合には、当該指定した区分による。</p> <p>二 ロ (略)</p> <p>備考</p> <p>1—3 (略)</p> <p>4 第一号イの表の備考2の規定は、この表についても適用する。</p>
--	---

別表第四を次のように改める。

別表第四（第八条関係）

一 条例第五条第一項第四号の規定により知事が指定した広告物等（景観法（平成十六年法律第百十号）第八条第一項の規定により羽曳野市及び藤井寺市が定めた同項に規定する景観計画の区域のうち知事が公示して定める区域に存するものを除く。）に係る表示の方法

区分	大きさ	掲出位置	その他
建造物に 表示する 広告物等	一般制限区域 重点制限区域	一 屋上に表示するもの 縦 建造物の高さの三分の 一以内の長さ 横 建造物の幅の範囲内の 長さ 二 壁面に表示するもの 縦 建造物の高さの範囲内 の長さ 横 建造物の幅の範囲内の 長さ	
	制限緩和区域	一 屋上に表示するもの 縦 建造物の高さの三分の 一以内の長さ 横 建造物の幅の範囲内の 長さ 二 壁面に表示するもの 縦 建造物の高さの範囲内 の長さ 横 建造物の幅の範囲内の 長さ	
その他の	都市計画法第七条 第一項に規定する 市街化調整区域（北 摂山系区域、生駒山 系区域、金剛・和泉 葛城山系区域、大阪	広告面の面積七平方メートル 地上から 最上端ま	(1) おおむね横長の長方形と。 (2) 照明を伴うものは、屋間の美観を損なわないこと。 (3) 周囲の建物や景観と調和させること。

広告物等（七平方メートルを超えるものを除く。） 自家用を 除く。	湾岸区域及びこれらに隣接する区域のうち、知事が公示して定める区域に限る。	以内	で の 距 離 一 五 メ ー ト ル 以 内 一 五 メ ー ト ル 以 内
	重点制限区域 都市計画法第七条第一項に規定する市街化区域（大阪湾岸区域の一般制限区域に限る。）	広告面の面積二〇平方メートル以内及び一面一〇平方メートル以内	

備考

- 「北摂山系区域」とは、景観法第八条第一項の規定により府が定めた同項に規定する景観計画の区域（以下「景観計画区域」という。）である北摂山系区域をいう。
- 「生駒山系区域」とは、景観計画区域である生駒山系区域をいう。
- 「金剛・和泉葛城山系区域」とは、景観計画区域である金剛・和泉葛城山系区域をいう。
- 「大阪湾岸区域」とは、景観計画区域である大阪湾岸区域をいう。
- 一般制限区域、重点制限区域及び制限緩和区域は次の表に定めるところによる。ただし、知事が特に指定をした場合には、当該指定をした区分による。

一般制限区域	重点制限区域及び制限緩和区域を除く区域
重点制限区域	都市計画法第二章の規定により定められた用途地域が第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域である区域
制限緩和区域	都市計画法第二章の規定により定められた用途地域が商業地域及び近隣商業地域である区域並びに大阪湾岸区域の区域のうち用途地域が準工業地域である区域

- 条例第五条第一項第四号の規定により知事が指定した広告物等（景観法第八条第一項の規定により羽曳野市及び藤井寺市が定めた同項に規定する景観計画の区域のうち知事が公示して定める区域に存するものに限る。）に係る表示の方法

区分		大きさ	掲出位置	掲出個数	その他
表示する 広告物等 建築物	古墳周 区域特別	住居系 区域 広告面の面積七平方メートル以内及び取付壁面の三分の一以内 縦建造物の高さの範囲内の長さ	地上から最上端までの距離 六メートル以内		(1) 非自家用を 表示して いない こと。 (2) 建築物に 表示する 広告物 等は、 表示し ない こと。
		非住居系 区域 縦建造物の高さの範囲内の長さ 横建造物の幅の範囲内の長さ			
	古墳周 区域一般	住居系 区域 広告面の面積一〇平方メートル以内及び取付壁面の三分の一以内 縦建造物の高さの範囲内の長さ 横建造物の幅の範囲内の長さ	地上から最上端までの距離 六メートル以内		
		非住居系 区域 広告面の面積取付壁面の三分の一以内 縦建造物の高さの範囲内の長さ 横建造物の幅の範囲内の長さ			
古墳周 区域特別	住居系 区域 広告面の面積七平方メートル以内及び一面五平方メートル以内	地上から最上端までの距離 六メートル以内			
	非住居 区域 広告面の面積七平方メートル以内	地上から最上端までの距離		広告塔に	

その他 物等 の広告	古墳周 辺一般 区域	住居系 区域	広告面の面積一〇平方 メートル以内及び一面 五平方メートル以内	地上から最上 端までの距離 六メートル 以内	あつては、 二個まで であるこ と。
		非住居 系区域	広告面の面積二〇平方 メートル以内及び一面 一〇平方メートル以内	地上から最上 端までの距離 一〇メート ル以内	
その他		系区域	一メートル以内		こと。

備考

- 「古墳周辺特別区域」及び「古墳周辺一般区域」とは、景観法第八条第一項の規定により羽曳野市及び藤井寺市が定めた同項に規定する景観計画の区域のうち知事が公示して定める区域をいう。
- 住居系区域及び非住居系区域は次の表に定めるところによる。ただし、知事が特に指定をした場合には、当該指定をした区分による。

住居系区域	都市計画法第二章の規定により定められた用途地域が第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域である区域
非住居系区域	都市計画法第二章の規定により定められた用途地域が商業地域、近隣商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域である区域

- 古墳周辺特別区域又は古墳周辺一般区域にある都市計画法第七条第一項に規定する市街化調整区域については、住居系区域に関する規定を適用する。
- 広告面の面積は、古墳周辺特別区域においては、広告物等を表示する者が同一である場合にあつてはその者の表示する広告物等の広告面の合計、広告物等を表示する者が同一でない場合にあつてはそれぞれの者の表示する広告物等の広告面の合計とする。

別表第五を別表第六とし、別表第四の次に次の一表を加える。

別表第五（第十二条関係）

区分		大きさ	掲出位置	掲出個数	その他
建造 物等 の表示 する廣 告物等	古墳 区域 住居系 区域	広告面の面積 取付壁面 の三分の一以内 縦 建造物の高さの範囲 内の長さ	地上から最上 端までの距離 六 メートル以内		屋上には 広告物を 表示し、又 は掲出物 件を設置 していな いこと。
	古墳 区域 非住居 系区域	横 建造物の幅の範囲内 の長さ			
その他 の廣告 物等	古墳 区域 住居系 区域	広告面の面積 一面五平 方メートル以内	地上から最上 端までの距離 六 メートル以内	広告塔に あつては、 二個まで であるこ と。	
	古墳 区域 非住居 系区域		地上から最上 端までの距離 一 〇メートル以内		

備考

- 「古墳周辺区域」とは、景観法第八条第一項の規定により羽曳野市及び藤井寺市が定めた同項に規定する景観計画の区域のうち知事が公示して定める区域をいう。
- 住居系区域及び非住居系区域は次の表に定めるところによる。ただし、知事が特に指定をした場合には、当該指定をした区分による。

住居系区域	都市計画法第二章の規定により定められた用途地域が第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域である区域
非住居系区域	都市計画法第二章の規定により定められた用途地域が商業地域、近隣商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域である区域

- 古墳周辺区域にある都市計画法第七条第一項に規定する市街化調整区域については、住居系区域に関する規定を適用する。

附 則

この規則は、平成二十八年一月四日から施行する。